

平成27年5月29日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第31号 草津市立社会体育施設条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第32号 草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第33号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第34号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第35号 草津市立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第36号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第37号 草津市スポーツ振興計画（第2期）の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

議第31号

草津市立社会体育施設条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出る
につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年5月29日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立社会体育施設条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長
に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立社会体育施設条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出る
につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2
9条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立社会体育施設条例の一部を改正する条例

草津市立社会体育施設条例（昭和56年草津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

施設の名称	施設の位置
(1) 草津市立総合体育館	草津市下笠町161番地
(2) 草津市立野村運動公園	草津市野村三丁目2番5号
(3) 草津市立ふれあい運動場	草津市草津町1484番地
(4) 草津市立ふれあい体育館	草津市草津町1486番地1
(5) 草津市立武道館	草津市南山田町683番地
(6) 草津市立三ツ池運動公園	草津市西矢倉一丁目3番1号

別表第2第1号区分の項中「、草津市立志津運動公園」を削り、同表第1号志津運動公園の項を削る。

別表第2第2号区分の項中「、草津市立志津運動公園」を削り、同表第2号電灯使用料の部志津運動公園の項を削る。

付 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。

草津市立社会体育施設条例一部改正(案) 新旧対照表

新 条 例 (案)					旧 規 則				
第1条～第13条 (略)					第1条～第13条 (略)				
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)				
施設の名称		施設の位置			施設の名称		施設の位置		
(1)	草津市立総合体育館	草津市下笠町161番地			(1)	草津市立総合体育館	草津市下笠町161番地		
(2)	草津市立野村運動公園	草津市野村三丁目2番5号			(2)	草津市立野村運動公園	草津市野村三丁目2番5号		
(3)	草津市立ふれあい運動場	草津市草津町1484番地			(3)	草津市立志津運動公園	草津市馬場町1200番地		
(4)	草津市立ふれあい体育館	草津市草津町1486番地1			(4)	草津市立ふれあい運動場	草津市草津町1484番地		
(5)	草津市立武道館	草津市南山田町683番地			(5)	草津市立ふれあい体育館	草津市草津町1486番地1		
(6)	草津市立三ツ池運動公園	草津市西矢倉一丁目3番1号			(6)	草津市立武道館	草津市南山田町683番地		
別表第2 (第8条第1項、第10条第2項関係)					別表第2 (第8条第1項、第10条第2項関係)				
(1) 施設使用料					(1) 施設使用料				
区分	午前	午後	夜間	備考	区分	午前	午後	夜間	備考
	9時から12時まで	12時30分から17時まで	17時から21時30分まで	(草津市立三ツ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場および草津市立野村運動公園)		9時から12時まで	12時30分から17時まで	17時から21時30分まで	(草津市立三ツ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場、草津市立志津運動公園および)

						ラウンドにつ いては17時 から21時ま で)							草津市立野村 運動公園グラ ウンドについ ては17時か ら21時ま で)		
草津市立総合体育館	専用 使用	体育室	平日	6,600 円または 2,200 円/時間	9,900 円または 2,200 円/時間	12,900 円または 900円/時 間	フロア面積の 2,3分の1を超 え2分の1以 下を使用する	草津市立総合体育館	専用 使用	体育室	平日	6,600 円または 2,200 円/時間	9,900 円または 2,200 円/時間	12,900 円または 900円/時 間	フロア面積の 2,3分の1を超 え2分の1以 下を使用する
			土曜日・日曜日・祝日	9,900 円または 3,400 円/時間	14,900 円または 3,400 円/時間	19,400 円または 400円/時 間	場合にあつて は、それぞれの 使用料の2分 の1に相当す る額、フロア面 積の4分の1 を超え3分の 1以下を使用 する場合にあ つては、それぞ れの使用料の 3分の1に相 当する額、フロ ア面積の4分				土曜日・日曜日・祝日	9,900 円または 3,400 円/時間	14,900 円または 3,400 円/時間	19,400 円または 400円/時 間	場合にあつて は、それぞれの 使用料の2分 の1に相当す る額、フロア面 積の4分の1 を超え3分の 1以下を使用 する場合にあ つては、それぞ れの使用料の 3分の1に相 当する額、フロ ア面積の4分

						の1以下を使用する場合にあつては、それぞれの使用料の4分の1に相当する額とする。
柔剣道場 (道場別)	平日	900円または400円/時間	1,400円または400円/時間	1,800円または400円/時間		
	土曜日・日曜日・祝日	1,400円または500円/時間	2,100円または500円/時間	2,800円または700円/時間		
会議室1		1,100円	1,600円	2,000円		
会議室2		2,600円	3,900円	4,800円		
個人使用	各室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				
草専用	グラウン	平日	900円	1,400円	800円	グラウンドの

						の1以下を使用する場合にあつては、それぞれの使用料の4分の1に相当する額とする。
柔剣道場 (道場別)	平日	900円または400円/時間	1,400円または400円/時間	1,800円または400円/時間		
	土曜日・日曜日・祝日	1,400円または500円/時間	2,100円または500円/時間	2,800円または700円/時間		
会議室1		1,100円	1,600円	2,000円		
会議室2		2,600円	3,900円	4,800円		
個人使用	各室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				
草専用	グラウン	平日	900円	1,400円	800円	グラウンドの

津市立野村運動公園	使用	ド(1面につき)		たは400円/時間	円または400円/時間	は200円/時間	2分の1使用を1面とする。夜間はグラウンドの4分の1使用を1面とする。
			土曜日・日曜日・祝日	1,400円または500円/時間	2,100円または500円/時間	1,200円または300円/時間	
			テニスコート(1面につき)	平日	500円または200円/時間	700円または200円/時間	900円または200円/時間
		土曜日・日曜日・祝日	700円または300円/時間	1,000円または300円/時間	1,300円または300円/時間		
	草津市民体育館	体育室	平日	3,400円または1,200円/時間	5,100円または1,200円/時間	6,600円または1,500円/時間	フロア面積の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合にあつては、それぞれの使用料の2分の1に相当する額、フロア面積の3分の1
			土曜日・日曜日・祝日	5,200円または1,800円/時間	7,800円または1,800円/時間	10,100円または300円/時間	

津市立野村運動公園	使用	ド(1面につき)		たは400円/時間	円または400円/時間	は200円/時間	2分の1使用を1面とする。夜間はグラウンドの4分の1使用を1面とする。
			土曜日・日曜日・祝日	1,400円または500円/時間	2,100円または500円/時間	1,200円または300円/時間	
			テニスコート(1面につき)	平日	500円または200円/時間	700円または200円/時間	900円または200円/時間
		土曜日・日曜日・祝日	700円または300円/時間	1,000円または300円/時間	1,300円または300円/時間		
	草津市民体育館	体育室	平日	3,400円または1,200円/時間	5,100円または1,200円/時間	6,600円または1,500円/時間	フロア面積の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合にあつては、それぞれの使用料の2分の1に相当する額、フロア面積の3分の1
			土曜日・日曜日・祝日	5,200円または1,800円/時間	7,800円または1,800円/時間	10,100円または300円/時間	

						以下を使用する 場合にあっては、 それぞれの使用料の3 分の1に相当する額とする。
個人 使用	各室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				
草津市立 ふれあい 運動場	専用 グラウンド	平日	700円ま たは300 円/時間	1,000 円または3 00円/時 間	1,200円 または300 円/時間	
		土曜日・日曜日・祝日	1,100 円または4 円	1,600 円または4 円	1,800円 または500 円	

						以下を使用する 場合にあっては、 それぞれの使用料の3 分の1に相当する額とする。
個人 使用	各室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				
草津市立 志津運動 公園	専用 グラウンド	平日	900円ま たは400 円/時間	1,400 円または4 00円/時 間	1,600円 または400 円/時間	
		土曜日・日曜日・祝日	1,400 円または5 00円/時 間	2,100 円または5 00円/時 間	2,400円 または600 円/時間	
草津市立 ふれあい 運動場	専用 グラウンド	平日	700円ま たは300 円/時間	1,000 円または3 00円/時 間	1,200円 または300 円/時間	
		土曜日・日曜日・祝日	1,100 円または4 円	1,600 円または4 円	1,800円 または500 円	

			00円/時 間	00円/時 間	円/時間		
草津市立 ふれあい 体育館	専 用 体 育 室 使 用	平日	1,400 円または5 00円/時 間	2,100 円または5 00円/時 間	2,700円 または600 円/時間	フロア面積の 2分の1に相 当する面積以 下を使用する	
		土曜日・日曜 日・祝日	2,200 円または8 00円/時 間	3,300 円または8 00円/時 間	4,300円 または1,0 00円/時間	場合にあつて は、それぞれの 使用料の2分 の1に相当す る額とする。	
	個 人 使 用	体育室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる 者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				
草津市立 武道館	専 用 使 用	武道場(ト レーニン グ室を含 む。)	平日	4,700 円または 1,600 円/時間	7,100 円または 1,600 円/時間	9,200円 または2,1 00円/時間	フロア面積の 2分の1に相 当する面積以 下を使用する
		土曜 日・日曜 日・祝日	7,100 円または 2,400 円/時間	10,700 円または 2,400 円/時間	13,800円 または3, 100円/時 間	場合にあつて は、それぞれの 使用料の2分 の1に相当す る額とする。	
	武道場(ト	平日	3,100 円	4,700 円	6,100円	る額とする。	

			00円/時 間	00円/時 間	円/時間		
草津市立 ふれあい 体育館	専 用 体 育 室 使 用	平日	1,400 円または5 00円/時 間	2,100 円または5 00円/時 間	2,700円 または600 円/時間	フロア面積の 2分の1に相 当する面積以 下を使用する	
		土曜日・日曜 日・祝日	2,200 円または8 00円/時 間	3,300 円または8 00円/時 間	4,300円 または1,0 00円/時間	場合にあつて は、それぞれの 使用料の2分 の1に相当す る額とする。	
	個 人 使 用	体育室	大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる 者 200円/時間 中学生以下 150円/時間				
草津市立 武道館	専 用 使 用	武道場(ト レーニン グ室を含 む。)	平日	4,700 円または 1,600 円/時間	7,100 円または 1,600 円/時間	9,200円 または2,1 00円/時間	フロア面積の 2分の1に相 当する面積以 下を使用する
		土曜 日・日曜 日・祝日	7,100 円または 2,400 円/時間	10,700 円または 2,400 円/時間	13,800円 または3, 100円/時 間	場合にあつて は、それぞれの 使用料の2分 の1に相当す る額とする。	
	武道場(ト	平日	3,100 円	4,700 円	6,100円	る額とする。	

レーニン グ室を含 まない。)		円または 1, 100 円/時間	円または 1, 100 円/時間	または1, 4 00円/時間	
	土曜 日・日曜 日・祝日	4, 700 円または 1, 600 円/時間	7, 100 円または 1, 600 円/時間	9, 200円 または2, 1 00円/時間	
トレーニ ング室	平日	1, 600 円または6 00円/時 間	2, 400 円または6 00円/時 間	3, 100円 または700 円/時間	
	土曜 日・日曜 日・祝日	2, 400 円または8 00円/時 間	3, 600 円または8 00円/時 間	4, 700円 または1, 1 00円/時間	
相撲場	平日	400円ま たは200 円/時間	700円ま たは200 円/時間	900円また は200円/ 時間	
	土曜 日・日曜 日・祝日	600円ま たは300 円/時間	1, 100 円または3 00円/時 間	1, 400円 または400 円/時間	
研修室		1, 300 円	2, 000 円	2, 500円	フロア面積の 2分の1に相

レーニン グ室を含 まない。)		円または 1, 100 円/時間	円または 1, 100 円/時間	または1, 4 00円/時間	
	土曜 日・日曜 日・祝日	4, 700 円または 1, 600 円/時間	7, 100 円または 1, 600 円/時間	9, 200円 または2, 1 00円/時間	
トレーニ ング室	平日	1, 600 円または6 00円/時 間	2, 400 円または6 00円/時 間	3, 100円 または700 円/時間	
	土曜 日・日曜 日・祝日	2, 400 円または8 00円/時 間	3, 600 円または8 00円/時 間	4, 700円 または1, 1 00円/時間	
相撲場	平日	400円ま たは200 円/時間	700円ま たは200 円/時間	900円また は200円/ 時間	
	土曜 日・日曜 日・祝日	600円ま たは300 円/時間	1, 100 円または3 00円/時 間	1, 400円 または400 円/時間	
研修室		1, 300 円	2, 000 円	2, 500円	フロア面積の 2分の1に相

						当する面積以下を使用する 場合にあつては、それぞれの 使用料の2分の1に相当する 額とする。
個人使用	各室		大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間			
草津市立三ツ池運動公園 専用使用	グラウンド(1面につき)	平日	2,700円 または900円/時間	4,100円 または900円/時間		グラウンドの2分の1使用を1面とする。

備考 (略)

(2) 冷暖房使用料および電灯使用料

						当する面積以下を使用する 場合にあつては、それぞれの 使用料の2分の1に相当する 額とする。
個人使用	各室		大人 250円/時間 高校生、大学生およびこれらに準ずる者 200円/時間 中学生以下 150円/時間			
草津市立三ツ池運動公園 専用使用	グラウンド(1面につき)	平日	2,700円 または900円/時間	4,100円 または900円/時間		グラウンドの2分の1使用を1面とする。

備考 (略)

(2) 冷暖房使用料および電灯使用料

区分		午前	午後	夜間
		9時から12時まで	12時30分から17時まで	17時から21時30分まで(草津市立ふれあい運動場および草津市立野村運動公園グラウンドについては17時から21時まで)
冷 暖 房館 使 用 料	草津市 武道場(トレーニング室を含む。)	3,300円または600円/30分	5,000円または600円/30分	5,000円または600円/30分
	草津市 武道場(トレーニング室を含まない。)	2,200円または400円/30分	3,300円または400円/30分	3,300円または400円/30分
	草津市 トレーニング室	1,100円または200円/30分	1,700円または200円/30分	1,700円または200円/30分
	草津市 相撲場	300円または100円/30分	500円または100円/30分	500円または100円/30分
電 灯 使 用	草津市 体育室	1灯30分につき 20円		
	草津市 グラウンド	全点灯30分につき 400円		

区分		午前	午後	夜間
		9時から12時まで	12時30分から17時まで	17時から21時30分まで(草津市立ふれあい運動場、草津市立志津運動公園および草津市立野村運動公園グラウンドについては17時から21時まで)
冷 暖 房館 使 用 料	草津市 武道場(トレーニング室を含む。)	3,300円または600円/30分	5,000円または600円/30分	5,000円または600円/30分
	草津市 武道場(トレーニング室を含まない。)	2,200円または400円/30分	3,300円または400円/30分	3,300円または400円/30分
	草津市 トレーニング室	1,100円または200円/30分	1,700円または200円/30分	1,700円または200円/30分
	草津市 相撲場	300円または100円/30分	500円または100円/30分	500円または100円/30分
電 灯 使 用	草津市 体育室	1灯30分につき 20円		
	草津市 グラウンド	全点灯30分につき 400円		

料	立野村	テニスコー	1面30分につき 100円
	運動公	ト	
園		体育室	1灯30分につき 20円
	草津市	グラウンド	全点灯30分につき 500円
	立ふれ		2分の1点灯30分につき 250円
	あい運		
	動場		
	草津市	体育室	1灯30分につき 20円
	立ふれ		
	あい体		
	育館		
	草津市	武道場	30分につき 100円
	立武道	トレーニン	30分につき 50円
	館	グ室	
		相撲場	30分につき 25円

料	立野村	テニスコー	1面30分につき 100円
	運動公	ト	
園		体育室	1灯30分につき 20円
	草津市	グラウンド	全点灯30分につき 700円
	立志津		
	運動公		
	園		
	草津市	グラウンド	全点灯30分につき 500円
	立ふれ		2分の1点灯30分につき 250円
	あい運		
	動場		
	草津市	体育室	1灯30分につき 20円
	立ふれ		
	あい体		
	育館		
	草津市	武道場	30分につき 100円
	立武道	トレーニン	30分につき 50円
	館	グ室	
		相撲場	30分につき 25円

付 則

この条例は、平成27年 月 日から施行する。

草津市立社会体育施設条例（抄）

（名称および位置）

第2条 体育施設の名称および位置は、別表第1のとおりとする。

（使用料）

第8条 使用者は、別表第2に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

- 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。
- 3 付属設備の使用料は、規則で定める。

別表第1（第2条関係）

施設の名称	施設の位置
(1)～(2) 略	略
(3) 草津市立志津運動公園	草津市馬場町1200番地
(4)～(7) 略	略

別表第2（第8条第1項、第10条第2項関係）

(1) 施設使用料

区分	午前	午後	夜間	備考
	9時から12時まで	12時30分から17時まで	17時から21時30分まで（草津市立三ツ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場、草津市立志津運動公園および草津市立野村運動公園グラウンドについては17時か	

						ら21時まで で)	
(略)							
草津市立 志津運動 公園	専 用 使 用 シ ン ド	グ ラ ウ ン ド	平日	900円ま たは400 円/時間	1,400 円または4 00円/時 間	1,600円 または400 円/時間	
			土曜日・日曜 日・祝日	1,400 円または5 00円/時 間	2,100 円または5 00円/時 間	2,400円 または600 円/時間	
(略)							

(略)

(2) 冷暖房使用料および電灯使用料

区分		午前	午後	夜間	
		9時から12時まで	12時30分から1 7時まで	17時から21時3 0分まで(草津市立ふ れあい運動場、草津市 立志津運動公園およ び草津市立野村運動 公園グラウンドにつ いては17時から2 1時まで)	
(略)					
電 灯 使 用 料	草津市 立志津 運動公 園	グラウンド	全点灯30分につき 700円		
	(略)				

議第32号

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年5月29日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市社会教育委員に委嘱することにつき、草津市社会教育委員設置条例（昭和37年草津市条例第16号）第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏 名	備 考
家庭教育	井上 静香	草津市PTA連絡協議会

草津市社会教育委員設置条例 (抄)

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条の規定により、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者

(定数)

第3条 委員の定数は20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、欠員によつて補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

議第33号

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年5月29日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市図書館協議会委員に委嘱することにつき、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）第3条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	高山 茂	立命館大学図書館副館長
家庭教育の向上に資する 活動を行う者	吉村 知子	草津市PTA連絡協議会
	市木 裕美	草津市PTA連絡協議会

任期 平成27年6月1日～平成27年8月31日

(今回委嘱する委員の任期は、前任委員の残任期間)

図書館法（抄）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

草津市立図書館設置条例（抄）

（図書館協議会）

第3条 草津市立図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議第34号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年5月29日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、草津市通学区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区 分	委嘱する者	備 考
草津市PTA連絡協議会の代表	青 谷 紗 希	PTA連絡協議会代表
草津市校園長会の代表	小 宮 康	校長会代表

草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期するため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

議第35号

草津市立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年5月29日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市立学校いじめ問題調査委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により本委員会の議決を求める。

記

区 分	委嘱する者	備 考
司法関係者	三田村 愛	阪口法律事務所
心理関係者	大畑 好司	滋賀県臨床心理士会
福祉関係者	浦田 雅夫	滋賀県社会福祉士会
学識経験者	中村 好孝	滋賀県立大学人間文化学部
医療関係者	宇都宮 琢史	草津栗東医師会

任期 平成27年6月1日 ～ 平成31年5月31日

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市立学校いじめ問題調査委員会	(1) 司法の分野において専門的知識を有する者 (2) 心理の分野において専門的知識を有する者 (3) 福祉の分野において専門的知識を有する者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局学校教育課

議第36号

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年5月29日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市立教育研究所運営委員会委員に委嘱することにつき、草津市立教育研究所規則（昭和55年草津市教育委員会規則第3号）第7条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱する者	備考
校長会の代表	小宮 康	渋川小学校長
	太田 光則	草津中学校長
教頭会の代表	成田 陽子	山田小学校教頭
小中学校教員の代表	大林 知子	笠縫東小学校教員
	阿部 節子	老上中学校教員
市社会教育委員の代表	湯浅 敦	市社会教育委員
市PTA連絡協議会の代表	川路 麻奈美	草津市PTA連絡協議会副会長
市同和教育推進協議会の代表	植崎 勝美	市同和教育推進協議会会長
公募による市民	保田 忠代	
	十川 佳彦	
	小林 いつ子	

草津市立教育研究所規則（抄）

（草津市立教育研究所運営委員会）

第7条

草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 校長会の代表
 - (3) 教頭会の代表
 - (4) 小中学校教員の代表
 - (5) 市社会教育委員の代表
 - (6) 市PTA連絡協議会の代表
 - (7) 市同和教育推進協議会の代表
 - (8) 公募による市民
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。
 - 4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。
 - 7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。
 - 10 運営委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。
 - 11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

議第37号

草津市スポーツ振興計画（第2期）の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年5月29日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市スポーツ振興計画（第2期）の策定について草津市スポーツ推進
審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

草津市スポーツ振興計画（第2期）の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し
諮問するにつき、教育委員会の議決を求める。

記

諮問文 別紙のとおり

(案)

草教委ス発第 号
平成27年 月 日

草津市スポーツ推進審議会
会長 佐藤 善治 様

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市スポーツ振興計画（第2期）の策定について（諮問）

平成23年4月に策定した「草津市スポーツ振興計画」の中間見直しを行い「草津市スポーツ振興計画（第2期）」を策定したいと考えますので、これについて御意見を賜りますようお願い申し上げます。

諮問の趣旨

本市では、平成23年4月に「草津市スポーツ振興計画」を策定し、平成23年度から平成32年度までの10年間に達成すべき目標を掲げ、これまで様々なスポーツ推進に係る取組を行ってきました。

その間、国においては、スポーツ基本法が施行されるなど、スポーツを取り巻く環境が変化している中で、東京オリンピック・パラリンピックや国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催を控える今後は、市民のスポーツに対する関心や機運がますます高まってくるものと考えております。

このような状況を踏まえ、平成27年度で草津市スポーツ振興計画の前期5か年が終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証するとともに、市民意識調査等によりスポーツに対する市民の意向を把握し、社会情勢の変化による新たな課題に対応するため、後期5か年に取り組むべきスポーツ推進の方向性や施策などを定めた「草津市スポーツ振興計画（第2期）」を策定するにあたり、御意見を求めるものです。

草津市スポーツ振興計画（第2期）策定方針

1 趣 旨

平成23年4月に策定した「草津市スポーツ振興計画」は、平成27年度で計画の前期5か年が終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証するとともに、市民意識調査等によりスポーツに対する市民の意向を把握し、また平成23年8月のスポーツ基本法施行等による社会情勢の変化による新たな課題に対応するため、後期5か年に取り組むべきスポーツ推進の方向性や施策などを定めた「草津市スポーツ振興計画（第2期）」を策定する。

◆草津市スポーツ振興計画（抄）

草津市スポーツ振興計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、計画の前期5か年が終了する平成27年度末を目安に見直しをする予定である。

2 計画の期間

平成28年度から平成32年度まで（5か年）

3 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、国や県の計画を本市の実情に即した形で取り入れるとともに「第5次草津市総合計画」および「草津市教育振興基本計画（第2期）」に掲げた施策を効率的かつ効果的に実施するために策定するものである。

◆スポーツ基本法第10条（抄）

都道府県及び市町村の教育委員会は、（国が定める）スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

4 計画策定に係る調査・検討項目

（1）基礎調査

- ・上位関連計画等の整理
- ・スポーツ関連施策等の現況把握
- ・スポーツ施設の現況把握

（2）市民・スポーツ団体意識調査

（3）問題点や課題の整理・分析

（4）スポーツ振興計画（第2期）案の作成

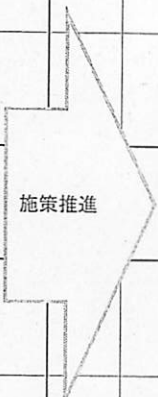
- ・施策の方向性および項目の検討
- ・目標指標の設定

5 計画策定のスケジュール

別紙のとおり

草津市スポーツ振興計画(第2期)策定スケジュール

項目	内容	平成27年度																								平成28年度			
		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月	
		上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬
第2期計画策定	・支援業務委託	仕様検討		起工		入札契約		基礎調査				分析・評価 課題整理		計画素案 策定		計画案 策定		パブリック コメント		計画最終 案策定		完了 (公表)							
庁議	・副部長会議付議	23日 策定 方針										25日 中間 報告				17日 パブコメ 実施				27日 パブコメ 結果									
	・部長会議付議	7日 策定 方針										7日 中間 報告				25日 答申 報告 パブコメ 実施				2日 パブコメ 結果									
議会	・議会報告			策定 方針										中間 報告				答申 報告				パブコメ 結果							
教育委員会	・協議会報告	策定 方針										中間 報告																	
	・教育委員会付議			諮問 伺														答申 パブコメ				計画 策定							
スポーツ推進審議会	・第2期計画案検討					第1回 諮問						第2回 計画 骨子		第3回 計画案 検討		第4回 答申						第5回 最終案 決定							



平成27年5月29日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正する要綱について
- (2) 平成26年度公民館活動実績報告について
- (3) 寄付受入れ報告について

草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正
する要綱

草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱（平成22年草津市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第26条」に改める。

第5条第1項中第2号および第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 開校準備室長

第5条第1項中第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。

(10) 学校政策推進課長

付 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

新旧対照表

新 要 綱 (案)	旧 要 綱
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) <u>第26条</u>の規定に基づき草津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う、その権限に属する事務の点検および評価(以下「点検・評価」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2～第4条(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 実施会議は、次に掲げる者を委員とし、組織する。</p> <p>(1) 教育部副部長(総括)</p> <p>(2) 教育部副部長(街道交流担当)</p> <p>(3) 教育総務課長</p> <p>(4) 開校準備室長</p> <p>(5) 生涯学習課長</p> <p>(6) スポーツ保健課長</p> <p>(7) 文化財保護課長</p> <p>(8) 図書館長</p> <p>(9) 学校教育課長</p> <p>(10) 学校政策推進課長</p> <p>2～4(略)</p> <p>第6条～第8条(略)</p> <p>付 則</p> <p><u>この要綱は、平成27年5月20日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) <u>第27条</u>の規定に基づき草津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う、その権限に属する事務の点検および評価(以下「点検・評価」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 実施会議は、次に掲げる者を委員とし、組織する。</p> <p>(1) 教育部副部長(総括)</p> <p>(2) <u>教育施設整備室長</u></p> <p>(3) <u>教育部副部長(図書館担当)</u></p> <p>(4) 教育部副部長(街道交流担当)</p> <p>(5) 教育総務課長</p> <p>(6) 生涯学習課長</p> <p>(7) スポーツ保健課長</p> <p>(8) 文化財保護課長</p> <p>(9) 図書館長</p> <p>(10) 学校教育課長</p> <p>2～4(略)</p> <p>第6条～第8条(略)</p>

平成26年度補助執行した事務の実績報告書

(平成27年3月31日時点)

1 職員現員表

区分	吏員											
	課長	参事	副参事	館長	専門員	主査	主任	主事	嘱託職員	臨時職員	計	
現員	本年度	1	0	4	13	2	0	1	2	42	0	65
	前年同期	1	0	3	13	1	1	2	1	54	1	77

(注) 上記表で該当補職名がないときは、草津市職員の職名に関する規則第3条および第4条の区分により記入のこと
長期休暇者および業務者等がある場合は、その旨備考欄に記入のこと。

2 職員業務分担表

まちづくり協働部 まちづくり協働課

グループ別	補職名	氏名	勤務年数		各グループの担当業務内容
			現所属		
地域協働グループ	専門員	森下 麻二	5年目		<補助執行に関する部分のみ記載> ・公民館の管理運営に関すること ・公民館講座に関すること。 ・補助金に関すること。 ・社会教育指導員・ふれあいプランナーに関すること。 ・公民館の連絡調整に関すること。
	専門員	河原 健一	2年目		
	主任	齊木 邦晃	2年目		
	主事	磯田 真由	2年目		
	主事	水野 友理	1年目		
	嘱託職員	小島 央江	4年目		
	嘱託職員	駒井 希保	2年目		

公民館	補職名	氏名	勤務年数		担当業務内容
			現所属		
志津	館長	吉田 和子	3年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること
	嘱託職員	政川 純子	5年目		
	嘱託職員	小林 真理子	3年目		
	嘱託職員	清水 恭子	3年目		
	嘱託職員	東井 安子	1年目		
志津南	館長	木村 幸雄	3年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること
	嘱託職員	徳岡 有香	3年目		
	嘱託職員	鶴田 真理子	2年目		
	嘱託職員	山口 陽子	1年目		
草津	館長	松林 康博	2年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること
	嘱託職員	豊田 佳奈	5年目		
	嘱託職員	若山 康弘	3年目		
	嘱託職員	吉田 啓子	1年目		
	嘱託職員	椎葉 潤喜子	1年目		
大路	館長	井上 ひとみ	3年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること
	嘱託職員	市岡 千代子	3年目		
	嘱託職員	田熊 鉄也	1年目		
	嘱託職員	笹井 文代	1年目		
	嘱託職員	田中 恵子	1年目		
波川	館長	武村 彰	2年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること ・波川福祉センター全体に関わる管理運営に関すること
	嘱託職員	小半 博英	3年目		
	嘱託職員	鈴木 正篤	2年目		
	嘱託職員	中山 香織	1年目		

公民館	補職名	氏名	勤務年数	各グループの担当業務内容
			現所属	
矢倉	館長	大崎 恭徳	2年目	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 公民館施設の使用許可に関する事 社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 その他一般庶務に関する事
	副参事	山元 愛子	4年目	
	嘱託職員	廣瀬 純子	3年目	
	嘱託職員	大城 和典	2年目	
老上	館長	久泉 和久	2年目	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 公民館施設の使用許可に関する事 社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 その他一般庶務に関する事
	嘱託職員	田中 和夫	3年目	
	嘱託職員	山林 恵子	2年目	
	嘱託職員	熱田 純子	2年目	
玉川	館長	里内 英之	1年目	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 公民館施設の使用許可に関する事 社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 その他一般庶務に関する事
	嘱託職員	奥村 恵美子	4年目	
	嘱託職員	中川 英佐	3年目	
	嘱託職員	大谷 利雄	1年目	
南笠東	館長	大西 清和	1年目	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 公民館施設の使用許可に関する事 社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 その他一般庶務に関する事
	嘱託職員	宇野 千智	3年目	
	嘱託職員	澤田 尚江	1年目	
	嘱託職員	井上 由美子	1年目	
	嘱託職員	寺井 光子	1年目	
山田	館長	加藤 一男	4年目	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 公民館施設の使用許可に関する事 社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 その他一般庶務に関する事
	副参事	堀江 ちゆき	4年目	
	嘱託職員	今村 とも子	4年目	
	嘱託職員	大西 靖子	2年目	
	嘱託職員	岩佐 英佳子	1年目	
笠縫	館長	今井 博嗣	2年目	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 公民館施設の使用許可に関する事 社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 その他一般庶務に関する事
	副参事	米田 守	2年目	
	嘱託職員	金森 小百合	4年目	
	嘱託職員	服部 英子	3年目	
笠縫東	館長	田中 宏幸	2年目	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 公民館施設の使用許可に関する事 社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 その他一般庶務に関する事
	嘱託職員	中川 正子	5年目	
	嘱託職員	服部 順子	2年目	
	嘱託職員	茶谷 文雄	2年目	
常盤	館長	中北 光一	1年目	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 公民館施設の使用許可に関する事 社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 その他一般庶務に関する事
	副参事	奥村 真也	1年目	
	嘱託職員	宮村 博	2年目	
	嘱託職員	仲村 智美	1年目	

(注) 嘱託職員、臨時職員等も記載のこと。

H26年度公民館講座一覧表

講座名	実施回数	受講者数	予算額	実績額	比較
やすらぎ学級	112	4,472	1,016,000	852,872	84%
まちづくり講座 (人権講座含む)	51	2,351	538,000	332,330	62%
わんぱくプラザ事業	78	4,150	650,000	650,000	100%
高齢者等つどい	119	2,484	549,000	489,865	89%
合計	360	13,457	2,753,000	2,325,067	84%

平成26年度各公民館講座等実施回数一覧表

公民館名	講座名 やすらぎ	まちづくり (人権講座除く)	人権講座	わんぱくプラザ 事業	高齢者等つどい 推進事業	実績(計)
志津	8	1	2	4	21	36
志津南	10	1	2	5	6	24
草津	11	1	2	0	11	25
大路	11	2	2	10	12	37
渋川	10	3	2	5	7	27
矢倉	8	1	3	8	4	24
老上	8	4	2	9	10	33
玉川	10		2	0	3	15
南笠東	6	3	2	6	9	26
山田	7	6	2	8	9	32
笠縫	9	2	2	9	9	31
笠縫東	8		2	6	6	22
常盤	6		2	8	12	28
講座別合計	112	24	27	78	119	360

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
ふた付ハネ上げ式掲示板	2	125,000	250,000	草津市野路東三丁目3番18号 平成26年度卒業生一同	平成27年 3月14日	玉川中学校
小計			250,000			
三脚型工場扇(カバー付)	4	6,888	27,552	草津市志那中町119番地 H27年度常盤小学校PTA	平成27年 5月21日	常盤小学校
			27,552			
合計			277,552			